平成２５年（フ）第７９３号
千葉県市川市日之出12番８号　ハイツオノ103号
債務者　上間　健伸
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３９号
千葉県市川市稲荷木３丁目１番７―204号　オーシャンタウン
債務者　加藤　愛子（旧姓幸木）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４６号
千葉県浦安市猫実１丁目15番２―102号　コーシュンビレッジ
債務者　萬年　光子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８４９号
千葉県船橋市湊町２丁目16番11―504号
債務者　鈴木　秀明
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５０号
千葉県八千代市大和田274番地71
債務者　寺島　保雄
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５１号
千葉県八千代市大和田274番地71
債務者　寺島　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６４号
千葉市若葉区高品町1598番地４　ＭＳハイツ201号
債務者　佐藤　広宣
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８９３号
千葉市若葉区小倉町624番地
債務者　齋藤　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９２７号
千葉県市川市大洲４丁目10番３号　メゾンレイクＮＯ．２―102
債務者　中澤　一郎
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９４２号
神奈川県大和市深見1025番地７
債務者　藤原　和満（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６４号
静岡県浜松市南区若林町756番地の２　サノコーポ201、前住所静岡県浜松市中区高丘北３丁目32番26号　アバンフジ102
債務者　岡野　照夫
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５９７号
名古屋市港区野跡４丁目２番２―704号　みなと荘、住民票上の住所名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地３棟1105号
債務者　千本　和実
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４号
長崎県長崎市高尾町39番10号　エステートハイツ201号
債務者　島田　勝重
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
長崎県長崎市西出津町1168番地
債務者　原野美智子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
大分県佐伯市大字日向泊浦517番地
債務者　石原美奈子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2616番地
債務者　嘉納みどり
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１１９号
福島県郡山市備前舘１丁目17番地
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
福島県郡山市大槻町字新池下３番地　市営住宅２―３―28
債務者　永井　晴美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで福島地方裁判所郡山支部破産係